

Q&A ①

求人不受理制度

Q1

民間職業紹介(人材紹介)所は有料でやっているのに、
求人不受理制度が設けられているのはなぜですか。?

A

ブラック企業が社会問題化する中で就職後のトラブルの未然防止を図ることを目的として、この制度が設けられました。

最初は、2016年(平成28年)に新卒者向けに「一定の労働関係法令違反の求人者等」による求人を「ハローワーク」限定で受理しないことができる制度としてスタートしました。

その後、2020年(令和2年)に、①「新卒者向け求人」から「すべての求人」へと範囲を拡大し、②民間の職業紹介所も公的な労働力の需給調整機能の一翼を担っていることから、「ハローワーク」限定から、民間の職業紹介所も加えられて、今回の制度となっています。

Q2

求人が不受理となるのは、どんな場合ですか。?

A

次の6つの場合に不受理の対象となります。

《従来から不受理対象》

- ① **内容が法令に違反**する求人
- ② 労働条件が**通常の労働条件と比べて著しく不適当**な求人
- ③ 求人者が**労働条件を明示しない**求人

《2020年(令和2年)3月30日からの追加対象》

- ④ **一定の労働関係法令違反**のある**求人者**による求人
- ⑤ **暴力団員**などによる求人
- ⑥ ④、⑤の**事実についての自己申告**を職業紹介事業者から求められたにも関わらず、それに**応じなかった求人者の求人**

Q3

「一定の労働関係法令違反」とはどのような場合ですか？

A

求人不受理の対象は、次の場合です。

- 1.労働基準法及び最低賃金法のうち、**賃金や労働時間等**に関する規定について、
 - ①**過去1年間に2回以上同一条項の違反で是正指導**を受けている場合
 - ②**送検・公表**された場合
 - ③**社会的影響が大きいケースとして公表**された場合
 - 2.職業安定法、男女雇用機会均等法及び育児介護休業法に関する規定について法違反の是正を求める**勧告に従わず公表**された場合
- 詳しくは厚生労働省リーフレットで確認してください。



改正職業安定法(求人不受理)について

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000602020.pdf>


Q4

 求人の都度、自己申告する必要がありますか。
 明らかに法令違反がなくても自己申告するのですか？

A

 法令違反がなくても、**民間職業紹介所からの求めに応じて**自己申告をお願いします。

求めに応じて自己申告しないと、それ自体が、求人不受理の対象となります。

Q5

 民間紹介会社で求人不受理の場合、ハローワークに
 求人を出しても受け付けてもらえませんか？

A

求人不受理制度はハローワークと共通ですので、不受理の事由に該当すれば、ハローワークでも求人受理はされないでしょう。